

予算要求事業概要書

		会計名	一般会計	課名	高齢福祉課
款	15	民生費	項	05	社会福祉費
				目	15
					老人福祉費
細目	18	高齢化対策事業費(単県補助)			CD: 0384

事業名	成年後見制度利用支援事業
-----	--------------

区分	予算額	左の財源内訳				
		特定財源				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
前年度						
当初予算	0					
現計予算	0					
本年度当初要求	472		327			145

財源内訳積算基礎(歳入の細節・説明欄名称別) (0941) ◎ 高齢者在宅福祉事業費補助金(60-10-15-48-01) (介護予防地域支え合い事業(成年後見制度利用支援事業)) 436千円×3/4=327千円 ・申立費用上限100千円 ・後見人費用上限336千円	事業の概要・目的(経緯、現状、必要性等) 介護保険サービス、障害者サービスの利用の観点から、痴ほう性高齢者、または知的障害者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや、費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、町が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して助成を行うものである。
---	---

要求箇所図
<p>1 利用対象者</p> <p>①民法で定める成年後見制度について、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第27条の3及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、後見、補佐、補助開始の審判を町長が申し立てる必要のある次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 痴ほう、知的障害、または精神障害の状態にあるために意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障がある者</p> <p>イ 痴ほう、知的障害、または精神障害の状態にあるために意思能力に乏しく、家族等の虐待、または無視を受けている者</p> <p>ウ その他、町長が認める者</p> <p>2 助成対象経費</p> <p>ア 成年後見制度の申し立てに要する経費 (登記手数料・診断書料・鑑定費用)</p> <p>イ 後見人等の報酬</p> <p>ウ 負担金</p> <p>エ 個別相談料</p>

